

○災害時における相互連携及び臨時災害放送局開設等に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）と南海放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携を目的とし、乙が運用するテレビとラジオの放送電波を利用して市民への防災及び災害に関する情報提供を行うと共に、甲が臨時災害放送局の開設及び運用を行う際には乙が協力を行うなど、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県と乙が締結した「災害時等における放送要請に関する協定」（昭和52年8月1日締結）に基づき、甲の地域において大規模災害が発生した際に、乙の放送電波を利用して、市民が必要とする避難場所、救援物資、仮設住宅、ライフライン復旧状況等の各種災害関連情報を提供することで、市民生活の安全確保に寄与すること並びに、甲及び乙が相互の連携体制を整備し、大規模災害に備えることを目的とする。なお、必要に応じて甲が臨時災害放送局を開設する場合には、乙は、免許申請や無線設備の設置及び運用に関するサポートを行う。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、甲の地域において発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 乙が運用する地上デジタルテレビジョン放送サービスを利用して、甲が市民に対し、防災又は災害関連情報等の提供を行う方法は、甲から発信される情報を放送波に多重し、専用の受信機で受信する方法（以下「IPDCサービス」という。）と、カーナビゲーションシステム等で受信できるワンセグ放送を利用する方法（以下、「第2ワンセグ放送」という。）とする。

3 臨時災害放送局とは、放送法（昭和25年法律第132号）第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第7条第2項第2号に定める事項を目的とする放送を行う放送局をいう。

（情報提供及び情報伝達）

第3条 甲は、乙に対し、市民の安全と安心を確保するために必要な情報を提供する。甲からの情報提供を受け、乙は、テレビやラジオの放送電波を利用して、迅速かつ正確に放送を行うものとする。

2 甲は、乙から報道業務に必要な情報提供の要請を受けた場合、情報提供を行うものとする。

（IPDCサービス及び第2ワンセグ放送の利用）

第4条 甲は、IPDCサービスを利用する場合、乙が定める料金体系に基づく放送契約を締結する。IPDCサービスの放送内容は、防災や災害に関する情報を基本とするが、甲が市民に対して伝える必要性がある情報については、甲の判断により放送することができる。

2 甲が、第2ワンセグ放送を利用する場合、乙は、別途規定する運用協定に準拠した内容と確認し、防災協定を締結した市町の情報伝達を優先して番組を編成する。

（臨時災害放送局開設の判断）

第5条 臨時災害放送局の開設は、大規模災害発生時に甲が判断する。

（臨時災害放送局の開設及び運用方法）

第6条 甲は、臨時災害放送局を開局した場合、当該放送局の運用を乙に委託することができる。

2 乙は、甲が臨時災害放送局を開設する場合には、免許申請から無線設備の設置に至るまで、支援を行う。

3 設備の設置場所は、演奏所を甲の市役所内、送信所を乙が所有する中継局施設内に併設する。ただし、災害状況に応じて、より適切な設置場所がある場合は当該場所に開設するものとする。

4 運用に関する機材は、甲が所有する機材を使用するものとし、乙から機材の支援がある場合は、積極的に活用することができる。

5 放送内容は、甲から提供又は指示を受けた内容とする。

（臨時災害放送局にかかる設備等の利用）

第7条 甲及び乙は、大規模災害発生時に送信所、演奏所、通信回線等の設備に重大な被害を受けた場合、相互連携、援助等により速やかに復旧作業を行うものとする。

2 平常時においても送信所、演奏所、通信回線等の設備を相互利用することで災害時に備えるものとする。

（臨時災害放送局にかかる費用負担）

第8条 本協定に基づく臨時災害放送局を開設する場合の費用については、甲が負担する。ただし、無線設備及び施設の利用については乙が無償提供する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく相互連携を確実にかつ円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも終了の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和元年12月16日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 松山市本町1丁目1番1号
南海放送株式会社
代表取締役社長